

## 春休み中における感染症に係る留意事項

令和3年3月24日～4月5日まで春休みになりますが、春休み中における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について、郡山市教育委員会より通知がありましたので掲載します。よろしく対応をお願いします。

### 1 家庭における基本的な感染症対策について

- (1) 感染が拡大している地域から帰省・移動した家族や友人と一緒に過ごす場合は、**家庭内においてもマスクの着用**などの対策を行う。
- (2) 換気や清掃による衛生環境の保持に努める。
- (3) 免疫力を高めるために、栄養のバランスのよい食事、十分な睡眠、室内での運動の工夫など規則正しい生活を心がける。
- (4) 公共性の高い情報に基づいて行動し、SNS等において差別や偏見につながる発信をしない。

### 2 部活動や対外的な交流について

- (1) 部活動は、体調が悪い時には、無理をせず休ませる。必要に応じて、かかりつけ医または受信・相談センターへ相談する。
- (2) 会食を控え、会話の際はマスクを着用する。マスクを着用できない場合は、身体的距離をとる。
- (3) 県外に移動する場合は、移動先の感染状況を十分に確認し、移動後2週間の行動履歴を記録するなど、感染拡大のリスクを最小限にするための取組を行う。

### 3 連絡体制について

医療機関等において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、速やかに家庭から学校へ連絡を入れる。